

製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)
(アジュバント加) 不活化ワクチン (“京都微研” ポールセーバー SE / ST)

(1) 主成分

サルモネラ・エンテリティディス NT991 株及びサルモネラ・ティフィムリウム
A723 株

(2) 対象動物 鶏

(3) 用法及び用量

1 羽当たり 0.25mL を 5 週齢以上の種鶏及び採卵鶏の脚部筋肉内に 4 ～ 8 週間隔で
2 回注射する

(4) 効能又は効果

種鶏及び採卵鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ
・ティフィムリウムの定着の軽減。

2 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 14 条第 1 項の規定によ
る上記動物用医薬品の製造販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価 (食品
安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号)